質問第一八号

デジタル商品券等を利用した地方自治体の給付事業におけるサイバーセキュリティ対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年十一月二日

石垣　のりこ

参議院議長　関口昌一　殿

デジタル商品券等を利用した地方自治体の給付事業におけるサイバーセキュリティ対策に関する質問主意書

近年、地方自治体において、物価高騰対策、住民生活の支援、地域経済の活性化等を目的として、デジタル商品券、キャッシュレス決済サービスを利用したポイント還元、電子マネーやデジタルギフトによる給付など、デジタル技術を利用した事業が広く実施されている。

しかし、これらの事業は、地方自治体が自らシステムを構築・管理する場合だけでなく、民間事業者のプラットフォームやサービスを利用する場合も多い。システムに対する不正アクセス等が発生すれば、給付対象者以外への不正な給付、不正発行された電子チケットやギフトコードの利用、対象者が本来受け取るべき給付の未着・遅延など、住民の利益や公費の適正な執行に影響を及ぼすおそれがある。特に、昨今は人工知能（以下「ＡＩ」という。）の急速な進歩により、サイバー攻撃の手法は高度化し、不正アクセス等による被害が相次いでおり、その脅威は増していると考えられる。

実際に、令和八年十月には、電子ギフトの発行等を手掛ける株式会社ギフティが第三者による不正アクセスを受け、約五億五千万円分の「ｅギフト」が不正に発行されたことが報じられた。また、長野県辰野町で

は、同社が提供する「辰野町チケットポータル」について、ソフトウェアの脆弱性に関する発表を受け、令和八年十月二十一日から翌二十二日までデジタル商品券の利用を緊急停止する対応が行われた。

さらに、東京都港区では、物価高騰対策として全区民を対象に一人当たり一万円分のポイントをギフトコードで郵送したところ、第三者が四十人分、計四十万円相当のギフトコードを不正に入手し、チャージして使用する事件が発生した。同区は、対象者のうちギフトコードを受け取れなかった者に再発行を行うとともに、再発防止策を検討している。

このような事案が発生している中で、地方自治体が実施するデジタル給付事業等について、個別の事業者やシステムの安全性を事後的に点検するだけで十分か疑問がある。とりわけ、ＡＩの進歩に伴って攻撃手法が急速に変化する状況では、点検の完了を待つ間に新たな被害が発生する可能性も否定できない。

例えば、決済サービスＰａｙＰａｙについても銀行口座を紐付けているユーザーを狙い、不正なチャージや勝手な送金による被害が発生していることが判明している。一方で、令和八年十月のＰａｙＰａｙの公表資料によれば、同月には岩手県奥州市、茨城県大子町、埼玉県入間市、東京都江戸川区、三重県菰野町、鳥取県倉吉市、佐賀県唐津市など全国の複数の地方自治体において、ＰａｙＰａｙを利用したポイント還元

キャンペーンやプレミアム付デジタル商品券の給付が実施されている。

住民への給付や生活支援は重要であるが、その実施手段をデジタルとすること自体を目的化すべきではない。サイバー攻撃によって公費の流出や給付の混乱が生じる危険があるならば、政府は、地方自治体の自主性を尊重するという理由だけで対応を各地方自治体の判断に委ねるのではなく、住民の財産と公費を守る観点から、全国的な実態把握と緊急の対策を講ずる必要があると考える。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　政府は、令和八年度に地方自治体が実施している事業のうち、デジタル商品券、デジタル地域通貨、電子マネー、デジタルギフト、ギフトコード、キャッシュレス決済サービスを利用したポイント還元等の仕組みを利用して、住民への給付、生活支援又は消費喚起等を行う事業（以下「デジタル商品券等を利用した給付事業」という。）について、全国的な実施状況を把握しているか示されたい。把握している場合には、事業を実施している地方自治体の数、事業の名称、実施期間、給付又は還元の方式、利用しているサービス、システムの提供事業者、公費の支出額及び令和八年十月末時点で継続中の事業の数をそれぞれ示されたい。把握していない場合には、政府は、全国の地方自治体における事業の実施状況を早急に調査

し、利用するサービスやシステムの提供事業者を含めて実態を把握することが必要と考えるが、政府の見解を示されたい。

二　株式会社ギフティに対する第三者の不正アクセスに係る事案について、政府は事実関係を把握しているか示されたい。また、同社のサービスを用いたその他のデジタル商品券等を利用した給付事業について、当該不正アクセスの影響の有無を確認しているか示されたい。確認している場合には、影響を受けた地方自治体及び事業の有無、確認された被害の内容並びに公費への影響について示されたい。

さらに、地方自治体が民間事業者のサービスを利用して実施する給付事業等について、当該事業者に対する不正アクセスが発生した場合、地方自治体のシステムに直接の侵入がなくても、住民への給付や公費の適正な執行に影響が及ぶ可能性がある。政府は、このようなリスクをどのように認識しているか示されたい。

三　東京都港区における不正チャージに係る事件のように、地方自治体が住民に配付するギフトコード等が第三者に不正取得され、給付相当額が本来の対象者以外によって利用される事案について、政府として、全国の地方自治体を対象とした実態調査を行っているか示されたい。行っている場合には、把握している

事案の件数、被害額及び主な原因を示されたい。行っていない場合には、今後、調査を行う考えがあるか示されたい。

また、地方自治体がギフトコード等を郵送する場合に限らず、オンラインで発行・配付する場合や、スマートフォンのアプリを通じて付与する場合にも、不正取得や不正利用によって対象者への給付が損なわれるおそれがある。政府は、こうした給付方式に伴うリスクをどのように評価しているか示されたい。

四　デジタル商品券等を利用した給付事業については、地方自治体が民間事業者の提供するプラットフォームを利用して実施されるものがある。しかし、ＡＩの急速な進歩により、サイバー攻撃の手法は高度化しており、従来の安全対策や、事業開始時に実施した安全性の確認だけでは、現在の脅威に対応できないおそれがある。年度当初に安全性を確認していたとしても、その後に攻撃手法が変化し、新たな脆弱性が発見される可能性がある以上、過去の確認結果をもって事業の安全性が確保されているとみなすことは適当ではないと考える。

こうしたサイバー攻撃の脅威の変化を踏まえ、現在実施されているデジタル商品券等を利用した給付事業について、従来の安全対策を前提に漫然と継続するのではなく、現在の脅威に照らして事業の継続その

ものを見直す必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

五　前記のとおり、電子ギフトの不正発行、地方自治体が配付したギフトコードの不正利用、ソフトウェアの脆弱性を理由とするデジタル商品券サービスの緊急停止など、デジタル給付事業等に関係する具体的な事案が発生している。

ＡＩの急速な進歩によってサイバー攻撃の脅威が変化し続ける中、個々の事業者による対策や地方自治体ごとの判断に委ねたまま事業を継続すれば、住民の財産や公費が危険にさらされるおそれがある。現在実施中の前記の事業について、緊急に実態を把握し、サイバーセキュリティ上の安全性を改めて確認するため、原則として事業を一時停止するよう、政府が地方自治体に求めるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。その際、住民への給付や生活支援そのものを中断するのではなく、必要に応じて現金給付、口座振込、紙の商品券その他の代替手段に切り替えることで、住民の利益を守りながらサイバー攻撃のリスクを低減することが可能と考えるが、政府の見解を示されたい。また、政府として事業の一時停止を求めないのであれば、サイバー攻撃の脅威が変化し続けている状況下でも、従来の安全対策を前提に事業を継続して問題ないと政府が判断したことになるが、事業の一時停止を求めない理由を具体的に示されたい。

右質問する。